

# 工事実施段階における三者協議会実施要領

平成 29 年 4 月

北九州市

## 目次

- 1 目的・・・ P. 1
- 2 『三者協議会』の対象工事・・・ P. 1
- 3 『三者協議会』の構成員・・・ P. 1
- 4 開催時期及び開催回数・・・ P. 2
- 5 三者協議会の実施について・・・ P. 2
- 6 実施結果の資料の提出について・・・ P. 2
- 7 工事発注時の特記仕様書の記載例・・・ P. 3
- 8 詳細設計等委託発注時の特記仕様書記載例・・・ P. 3
- 9 『三者協議会』の設計者へ対する費用負担について・・・ P. 3

### 【資料】

- ・ 質 疑 書 (様式 1)
- ・ 回 答 書 (様式 2)
- ・ 三者協議会実施報告書 (様式 3)

## 1 目的

工事の適正な施工を確保し、工事目的物の一層の品質向上を図るには、工事受注者（以下『**受注者**』という。）が設計図書と現場の整合性や設計思想を十分に理解し、把握したうえで工事を施工することが重要である。

しかし、発注者の設計思想や施工上の留意点など設計図書等のみで**受注者**に伝えるには、限界がある。

そこで、発注者と**受注者**にて通常行われている協議の場に、設計コンサルタント（以下『**設計者**』という。）を加えることで、設計思想や施工上の留意点などを**受注者**へ詳細に伝達し、また三者間で各種情報を共有することにより、公共工事の適正な施工を確保し、工事目的物の一層の品質向上を図ることを目的に『三者協議会』を行うこととする。

さらに、この協議を通じて三者間の技術交流を図り、それぞれの技術の向上を目指すものとする。

## 2 『三者協議会』の対象工事

北九州市が発注する詳細設計の成果を有する工事のうち以下のいずれかの項目に該当し、**発注者が工事発注時に三者協議会の開催が必要と判断し、特記仕様書に記載した工事を対象とする。**

**また、下記の項目以外であっても工事契約後に**受注者**から申し出があり、協議のうえ発注者が必要と認めた工事については、三者協議会の対象とする。**

- (1) 構造計算を伴う重要構造物（橋梁等）を含む工事
- (2) 主たる工種に新技術及び新工法を採用した工事
- (3) 複雑な設計条件のある工事（地盤条件、水理条件、施工計画等）
- (4) 作業工程に制約などがある工事

## 3 『三者協議会』の構成員

- (1) 発注者： 監督員，設計担当者等
- (2) **受注者**： 工事受注者（現場代理人，監理技術者，主任技術者等）
- (3) 設計者： 当該工事の詳細設計を実施したコンサルタント（管理技術者**等**）

#### 4 開催時期及び開催回数

開催時期については、**受注者**による設計図書の照査及び現地調査が完了した時点とし、発注者が日程調整を行い、原則1回開催とする。

ただし、発注者が必要と認める場合は、複数回開催できるものとする。

#### 5 三者協議会の実施について

##### (1) 三者協議会の準備

- ① 対象工事の**受注者**は、工事受注後速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施して、照査結果や疑問点等を整理して、『質疑書』を発注者に提出するものとする。
- ② 発注者は、**受注者**から提出された『質疑書』の内容を確認し、設計成果に関するものについては、設計者にその内容を伝え、それ以外のものについては、回答を準備する。
- ③ 設計者は、『質疑書』の項目のうち、設計成果に関するものについては、『回答書』を作成し、発注者へ提出する。
- ④ **発注者は、三者協議会の実施について、口答だけでなく書面により通知する。**

##### (2) 三者協議会の運営

- ① 発注者が、会議の進行を行うこととする。
- ② **受注者**は、設計図書の照査及び現地調査の結果を報告するとともに、施工計画立案に際して疑問点や確認すべき点について説明するものとする。
- ③ 設計者は、設計思想や施工上の留意点など説明するとともに、設計成果に関する質問については、設計者が回答を行うものとする。
- ④ 発注者は、設計成果に関する以外の質問について、回答を行うものとする。
- ⑤ 会議の参加者は、設計思想や施工上の留意点及び施工計画案に際して疑問点等について確認を行うものとする。
- ⑥ 設計者は三者協議会の議事録を作成し、発注者に提出するものとする。
- ⑦ 発注者は、議事録の内容を確認して、**受注者**に渡すものとする。なお、三者協議会で確認された事項のうち、設計変更を要するものがあつた場合、発注者・**受注者**・設計者の三者においてその責任範囲を明確にすること。

#### 6 実施結果の資料の提出について

三者協議会の実施結果について、今後の設計、積算に資する為、発注者は『三者協議会実施報告書（様式3）』（添付資料も含む）を三者協議会実施後、技術監理局**技術部**技術管理課に参考送付を行うものとする。

## 7 工事発注時の特記仕様書の記載例

工事発注工事の特記仕様書の記載は、次の例を参考とする。

### 第〇〇条『三者協議会』の開催

本工事は、発注者、受注者、設計者が設計思想や施工上の留意点及び工事目的物の一層の品質向上を行うことを目的とした『三者協議会』の対象工事である。

受注者は、工事受注後速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施し、その結果を『質疑書』に記載し、発注者に提出して、『三者協議会』に参加すること。

## 8 詳細設計等委託発注時の特記仕様書記載例

詳細設計等委託発注時の特記仕様書の記載は、次の例を参考とする。

### 第〇〇条『三者協議会』の開催

受注者は、本委託の成果による工事を実施するにあたり、工事目的物の一層の品質向上及び円滑な工事実施を目的として、発注者、受注者及び設計者の三者による

『三者協議会』を開催することがあり、発注者から参加要請があった場合は協力すること。

なお、『三者協議会』への参加については、別途、契約を締結する。

## 9 『三者協議会』の設計者に対する費用負担について

(1) 三者協議会の開催に係わる費用は、発注者が負担する。

① 随意契約等を行い実施する。

(2) 三者協議会に係わる費用の積算方法

① 打合せに要する費用

1 回あたり 主任技師0.5人 技師A0.5人を計上する。

(※その他原価及び一般管理費等を設計業務等標準積算基準書に基づき計上する。)

(3) 旅費交通費の積算

① 設計業務等標準積算基準書及び北九州市会計規則（旅費交通費）に基づくものとし、必要に応じて計上する。

(附則)

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成27年1月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成29年4月1日から適用する。